

## 令和4年 第2回文教厚生常任委員会会議録

令和4年2月17日 議員控室

### ○事 件

所管課報告事項

- (1) 令和3年度国保病院建替事業について（熊石国保病院）
- (2) 令和3年度決算見込み（12月末現在）（熊石国保病院）
- (3) 八雲総合病院透析部門から発生した新型コロナウイルス感染症の状況について（総合病院）
- (4) 看護職員等処遇改善事業の実施について（総合病院）
- (5) 食物アレルギーにより学校給食を食することができない児童生徒の保護者への補助について（学校給食センター）
- (6) 八雲町立図書館雑誌オーナー制度の導入について（図書館）
- (7) 木彫り熊デザイングッズ企画開発事業について（社会教育課）

### ○出席委員（8名）

委員長	赤 井 睦 美 君	副委員長	佐 藤 智 子 君
	大久保 建 一 君		倉 地 清 子 君
	黒 島 竹 満 君		齋 藤 實 君
	関 口 正 博 君		能登谷 正 人 君

### ○欠席委員（0名）

### ○出席委員外議員（1名）

議長 千 葉 隆 君

### ○出席説明員（12名）

国保病院事務長	福 原 光 一 君	国保病院事務次長	小 池 克 明 君
総合病院事務長	竹 内 伸 大 君	総合病院庶務課長	長谷川 信 義 君
総合病院庶務課長補佐	伊 藤 勝 君	総合病院医事課長	石 黒 陽 子 君
教育長	土 井 寿 彦 君	学校給食センター所長	石 坂 浩 太 郎 君
社会教育課長	佐 藤 真 理 子 君	図書館管理係長	笹 田 幸 男 君
図書館管理係主任	藤 本 陽 子 君	社会教育課文化財係主任	大 谷 茂 之 君

### ○出席事務局職員

事務局長	三 澤 聡 君	庶務係長	松 田 力 君
------	---------	------	---------

[開会 午前10時00分]

◎ 開会・委員長挨拶

○委員長（赤井睦美君） おはようございます。大雪の中お疲れ様です。

ただ今より第2回文厚委員会を始めます。さっそく議題に入っていきたいと思います。

◎ 所管課報告事項

【国保病院職員入室】

○委員長（赤井睦美君） まず、国保病院の令和3年度国保病院建替事業についてご報告よろしくお願ひいたします。

○国保病院事務長（福原光一君） 委員長、国保病院事務長。

○委員長（赤井睦美君） 国保病院事務長。

○国保病院事務長（福原光一君） 令和3年度国保病院建替事業についてご説明いたします。

1 ページの資料1 をご覧願ひます。令和3年度に要請しておりました、国保病院建替事業につきましては、前年度の基本設計を基に実施設計業務に取り掛かり、また、現病院敷地に隣接する民地や国有地の取得を予定しておりましたが、将来における国保病院の具体的な保有病床数、建物構造や規模など、最終的な方向性について今後も協議を継続して行うことから、今年度の予算執行を見送ることといたしました。

このことから、令和3年度予算でご承認いただいた建替え事業実施設計業務委託料と、用地取得費財源として収入に計上しておりました企業債について予算額を減額補正するため、3月第1回定例会に上程することとしております。

減額となる内訳科目は、資本的収入および支出で、収入につきましては1款資本的収入、2項国保病院企業債、1目企業債6,990万円であります。

支出につきましては、1款資本的資質、2項国保病院建設改良費、1目施設整備費委託料6,156万7,000円、2目固定資産購入費用地取得費840万円、合計6,996万7,000円であります。

今年度予算を未執行とし減額補正を上程するこの度の対応につきまして深くお詫びを申し上げます。

今後も町、病院との話し合いを継続してまいりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上、令和3年度国保病院建替事業についての説明といたします。よろしくお願ひいたします。

○委員長（赤井睦美君） このことについて、質問やご意見はありませんか。なければ次に行きます。令和3年度決算見込みについて、12月現在でご報告よろしくお願ひいたします。

○国保病院事務長（福原光一君） 委員長、事務長。

○委員長（赤井睦美君） 事務長。

○国保病院事務長（福原光一君） 令和3年度決算見込みについて説明いたします。

12 月末現在の予算執行状況を基に作成した令和 3 年度決算見込みについて、3 ページの資料 2 をご覧願います。初めに表上段の患者数です。令和 3 年度決算見込み、入院患者数延べ患者数で 1 万 7,342 人。一日平均 47.5 人。予算比較で延べ患者数で 2,733 人。一日平均で 7.5 人の減。前年度比較では延べ患者数で 679 人、一日平均で 1.9 人の減を見込んでおります。病床利用率は 47.8%。前年度比較 2.1 ポイントの減を見込んでおります。稼働病床 60 床に対する利用率は、79.2%でございます。外来患者数は 1 万 5,736 人、一日平均 65 人。当初予算比較は延べ患者数で 6,044 人、一日平均で 25 人の減、前年度比較では 521 人、一日平均で 2.4 人の増を見込んでおります。

③入院収益と④外来収益をあわせた⑤小計 6 億 2,806 万 1,000 円で、予算比較では 2 億 250 万 5,000 円の減としております。

A 収益総計で 9 億 610 万 7,000 円、予算比較 2 億 777 万 3,000 円の減を見込んでおります。収益の減少を見込む主な要因としましては、入院外来収益である料金収入の減少によるところであります。

入院につきましては、昨年 10 月から北海道の指定を受け、新型コロナウイルス感染症に対応する感染病床を空床のまま確保していることから、病床の稼働計画により患者数の減少を見込んでいるところであります。

外来につきましては、昨年度並みの患者数を維持すると見込んでおりますが、現時点においても新型コロナウイルス感染症の流行が病院受診に影響しているところであり、患者数及び収益の回復は今年度見込めないものと考えております。

また、令和 3 年度収益における新型コロナウイルス感染症に関連した、国、北海道の補助金収入につきましては、⑦医業外収益に計上しておりますが、内訳としましては、感染病床の確保補助金でおよそ 6,500 万円。感染防護資材や医療器械の購入におおよそ 900 万円、ワクチン接種補助金におおよそ 430 万円、合計 7,830 万円の補助金収入を見込んでございます。

続きまして費用の部です。⑨給与費は予定をしていた人員を確保できず体制に大きな増減がないと見込み、4 億 7,266 万 8,000 円で予算と比較して 9,324 万 1,000 円の減を見込み、医業収益に対する給与費を占める割合である人件費比率は予算執行額ベースでは 67.4%としてございます。⑩材料費は、医療用薬品や診療材料等で予算比較 4,105 万 4,000 円の減、前年度比較 246 万 5,000 円の増で、2 億 2,428 万 8,000 円を見込んでおります。医業収益に対する材料費の占める割合であります、材料費比率は 32%となっております。⑪経費は消耗品や委託料等であり、当初予算より 2,791 万 3,000 円減の 1 億 1,896 万 6,000 円としておりますが、前年度比較で 91 万 3,000 円の増を見込んでございます。

B 費用総計で 8 億 9,604 万 6,000 円、当初予算比較で 1 億 5,306 万 4,000 円の減を見込んでございます。

C の差引収支では、1,006 万 1,000 円の純利益が生じ黒字決算を見込んでいるところでございます。

表の下から 2 段目の G 内部留保資金は 2 億 5,834 万 6,000 円で前年度より 3,346 万 8,000 円の増を見込んでおります。

以上、簡単ではございますが、令和3年度決算見込みについての説明といたします。よろしくお願ひいたします。

○委員長（赤井睦美君） このことについて、質問やご意見はございませんか。

○委員（能登谷正人君） 委員長。

○委員長（赤井睦美君） はい。

○委員（能登谷正人君） 資料1に戻っていいですか。

○委員長（赤井睦美君） はい。

○委員（能登谷正人君） 決算見込み出てきた。毎年こういうふうにして決算見込み出してるの。今の時期。

○国保病院事務長（福原光一君） 委員長、国保病院事務長。

○委員長（赤井睦美君） 国保病院事務長。

○国保病院事務長（福原光一君） 決算見込みは12月末現在の段階で報告するようにしてございますが、1か月2か月のずれはあるかもしれませんが、おおよそこの時期にまず決算見込みを出させていただいております。

○委員（能登谷正人君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 能登谷委員。

○委員（能登谷正人君） それで資料1のほうは質問させてもらいますけれども、これは今年の予算額は減額するということはわかりました。それで、来年度からの予算。建替えとかも含めて、一番目の問題。

○国保病院事務長（福原光一君） 委員長、国保病院事務長。

○委員長（赤井睦美君） 国保病院事務長。

○国保病院事務長（福原光一君） 来年度、令和4年度ですね、予算の中にですね、建替事業の予算を計上してございません。説明したとおり、町と病院の協議をまだ継続中でしてその協議が整った段階でまた議会のほうにも報告しながらですね、必要であれば補正予算の対応をとる予定でございます。

○委員（能登谷正人君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 能登谷委員。

○委員（能登谷正人君） それじゃあまだ病院は結果は出てないということ。建替えするしないの問題も含めて、今後どのような考え方で議論するって言ったんだけど、その話し合いはまだしていないということ。結果はどうなっているの。その後の。

○国保病院事務長（福原光一君） 委員長、国保病院事務長。

○委員長（赤井睦美君） 国保病院事務長。

○国保病院事務長（福原光一君） まだ結果、最終的な病院の方向性の結果が出ていませんので、それに伴う予算計上も考えておりません。定期的に町長と院長、病院のほうと将来的な病院の方向性、病床の規模などをしっかりと協議して、結論が出た段階で議会に報告して必要であれば補正予算対応と考えております。

○委員長（赤井睦美君） ほかに質問やご意見はありません。

○委員（黒島竹満君） いいかい。

○委員長（赤井睦美君） 黒島委員。

○委員（黒島竹満君） ちょっと一番の今の建替えの問題についてですね、確かこれ建替えの構想したときには、耐震審査してるんだよね。耐震審査してるんだよね。それで耐震がないということで建替えの方向に向かったんじゃないかと思うんだけど、その辺そうだよ。

○国保病院事務長（福原光一君） 委員長、国保病院事務長。

○委員長（赤井睦美君） 国保病院事務長。

○国保病院事務長（福原光一君） 耐震性の話だと思いますけれども、今の法律にある耐震化の基準に満たしてございません。今の法律ができる前に建設された建物ですから、今の法律に沿った耐震化が整備されているという施設ではございません。

○委員（黒島竹満君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 黒島委員。

○委員（黒島竹満君） 今いろいろ問題で止まっているわけですが、結局、入院患者もいる。そして、通院患者もいるわけですから。そしてこの辺町長はどのように考えているのかわからないけれども、耐震がもうないという建物で、大きい地震が来たら崩れる可能性があるわけですよ。そういった部分も含めて、先にやっぱり結論を出して考えたほうがいいんじゃないかって思うんですけども、その辺、町長と話しているのかな。

○国保病院事務長（福原光一君） 委員長、国保病院事務長。

○委員長（赤井睦美君） 国保病院事務長。

○国保病院事務長（福原光一君） 定期的に町長と院長の協議を継続するというお話でありまして、まだ2月は開催できておりません。コロナワクチンの3回目の接種が始まって毎日注射をあたっている状態ですので、合間を見てですね、しっかりと調整して協議を継続していきたいと。今委員がおっしゃったとおり耐震化の問題もそうですし、耐震化だけではなく外壁や内装にいろんな問題はありますので、小規模修繕は繰り返しておりますけれども、早急に決断できるように進めてまいりたいと考えております。

○委員（黒島竹満君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 黒島委員。

○委員（黒島竹満君） 是非、その辺早く。町長の言った診療化というかたちの中で、止まっていると思うんですけども、それよりもその耐震の問題が一番大事なことだと思うんですね。その辺をもうちょっと話し合って、早く対処したほうがいいと思いますので、話をしていただきたいと思います。

○委員長（赤井睦美君） 答弁はよろしいですか。

○委員（黒島竹満君） いいです。

○委員長（赤井睦美君） ほかに質問やご意見はありませんか。

○委員（佐藤智子君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 佐藤委員。

○委員（佐藤智子君） 今の黒島委員の発言、大変説得力がある発言だったと思います。耐震化がされていないという危険な状態であるということは重大な問題だと思います。今回の減額補正が非常に残念に思っています。私たちの立場としてはベッド数が減らないのは

良いこととと思っているんですけども、あれだけの熊石の人たちが望んだ改修が非常に遅れてしまうというところで、大変悲しいなっていうふうに思います。

それで、昨年1回町長と院長が話し合いをされたということですけども、一体どこで折り合っていないのかね、院長のほうは45床の改修で進んでほしいというのを署名でも表明していたので、それで進んでいないということはやはり町長がここはこうしてくれという意向があるから進んでいないと思うんですけども、その辺は把握しているんですか。

○国保病院事務長（福原光一君） 委員長、国保病院事務長。

○委員長（赤井睦美君） 国保病院事務長。

○国保病院事務長（福原光一君） 4月7日に町長と院長の協議が行われました。1時間半に及び、お互いにそれまで1年近くお会いしていなかったというのもありまして、いろいろ報告事項がありましたし、近況の報告もありまして、建替えの話題につきましてはもちろん院長としては45床で地域医療を確保していきたいと。自分もしっかりと後継者を育てる3人体制を確保して、しっかりと道筋を付けて国保病院にしっかりと医療確保していきたいと。そういった思いを町長に伝えております。そう聞いております。

また町長のほうから新聞報道の謝罪ですとか、診療所化に対する町長の考え方ですとか、そういったものを院長はしっかりとできたと。それから折り合わないところもございましたので、これは継続して協議していきましょうという話で終わったと聞いております。

○委員（佐藤智子君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 佐藤委員。

○委員（佐藤智子君） 答弁はいりませんが、先ほどの黒島委員の発言を重く受け止めていただいて、早急に補正が組めるような話し合いが進むように願っていますので、よろしく願いいたします。

○委員長（赤井睦美君） ほかにありませんか。

○委員（斎藤 實君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 斎藤委員。

○委員（斎藤 實君） 1、2番の上程されている案件ではないんですけども、コロナ対策の関係で昨年の11月かな。閣議決定されてコロナ医療など一定の役割を担う医療機関、これに勤務する看護師を対象にした補助金があるんですけども、これは国保病院では対象外なんですか。

○国保病院事務長（福原光一君） 委員長、国保病院事務長。

○委員長（赤井睦美君） 国保病院事務長。

○国保病院事務長（福原光一君） 今の委員がおっしゃった看護師の処遇改善に関する国の補助金だと思いますが、この補助金を受けるために必要な基準がございまして、救急医療を受け入れる件数が大きなのところなんですけれども、そこに国保病院が満たされていなくてその補助金を使えないということにして、財源がない中でなかなか賃上げができないということで、今回は対象外ということで国保病院としても見送るということでございます。

○委員（斎藤 實君） はい。

○委員長（赤井睦美君） ほかにございませんか。

じゃあ、一点だけ教えてください。先ほど60床のベッドで考えると79.2%の稼働率ということは、これはコロナ病棟を作りましたよね。ですからその分は普通の患者さんが入院できないので、それで79.2という考え方でよろしいですか。

○国保病院事務長（福原光一君） 委員長、国保病院事務長。

○委員長（赤井睦美君） 国保病院事務長。

○国保病院事務長（福原光一君） コロナ病床2床を確保しておりまして、それに伴う部屋4床部屋二つということで8床分を今空床のまま使っておりますけれども、もちろんその中には稼働病床60床の中に8床が入っての話で、全体を踏まえた中での稼働病床でございます。

○委員長（赤井睦美君） ありがとうございます。

ほかに質問はございませんか。

○委員（倉地清子君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 倉地委員。

○委員（倉地清子君） 教えてほしいんですけども、令和3年度の決算見込みの3ページで収益の部分の7番の医業外収益って私の認識では文書料とか紹介状とかがあると思いますが、その他にあるんですか。

○国保病院事務長（福原光一君） 委員長、国保病院事務長。

○委員長（赤井睦美君） 国保病院事務長。

○国保病院事務長（福原光一君） 今委員がおっしゃった、紹介状ですとかといったものは、その他医業収益に計上されていまして、医業外収益のほうは一般会計からの繰入金、また、先ほどお話ししました、国、北海道からのコロナ関連の補助金、そういった収入が医業外収益になります。ですので、⑥その他医業収益については、紹介状や文書料が計上されてございます。

○委員長（赤井睦美君） ほかにございませんか。

なければその他で何か国保病院さんからありますか。みなさんのほうからはありますか。なければこれで終わります。ありがとうございました。

#### 【国保病院職員退室】

#### 【総合病院職員入室】

○委員長（赤井睦美君） それでは八雲総合病院から、透析部門から発生した新型コロナウイルス感染症の状況について、ご報告よろしくお願いたします。

○総合病院事務長（竹内伸大君） 委員長、事務長。

○委員長（赤井睦美君） 事務長。

○総合病院事務長（竹内伸大君） それでは八雲総合病院透析部門から発生した、新型コロナウイルス感染症の状況について説明いたします。

資料1をご覧ください。1陽性確認状況ですが、1月21日から2月4日までの間、透析患者様4名および透析業務に従事する看護師1名の合計5名の陽性が確認されております。

2対応の経過でございますが、(1) 1月21日外来透析治療を受ける予定の患者様より、診療開始前の段階において、ご自身が濃厚接触者に指定された旨の事前連絡がありました。当該患者様に対し、PCR検査を行ったところ陽性が確認されたことから当該患者様が直近で透析治療を受けられた日である1月19日、透析治療を同様に受けておられました患者様及び透析業務に従事する職員等を検査し、この時点においては検査対象者全員の陰性を確認しております。

次に(2) 1月23日でございますが、透析業務に従事する職員が夕方に体調の異変を訴え、当院を受診し、再びPCR検査を行ったところ、陽性が確認されました。ただちに翌日において透析治療に従事する予定の職員に対し、PCR検査を行いました対象者全員の陰性を確認しております。この時点において再度透析患者様を検査する方針で、(3) 1月24日に透析患者様のPCR検査を順次行ってまいりましたが、他のご病気で入院されている透析患者様の1名の陽性を確認いたしました。幸いにも当該入院中の患者様に置かれましては、個室で治療管理していたことから、他の入院患者様との接触がなかったことから、結果として病棟内での感染拡大には至りませんでした。

同日院内に緊急対策会議を設置し議論した中で、病棟での感染拡大の可能性が否定できなかったことから、緊急的な措置として紹介患者の入院受入れの制限、延期可能な予定手術の先送り、外来時の電話診療の勧奨など、平常時とは異なる体制とすることといたしました。

(4) 1月25日には、北海道庁保健福祉部渡島保健所、八雲保健所、札幌医科大学と当院でオンラインによる緊急対策会議により当面の対策について助言いただいたところであります。

(5)、(6) 1月31日、2月4日において、合計2名の透析患者様の陽性を確認し、引き続きPCR検査を行いながら感染状況の監視を行ってまいりました。2月7日からは通常診療体制に移行し、透析患者の感染拡大は収束となりました。

今後とも院内感染対策の徹底を図ってまいりますので、ご理解とご協力をよろしく願います。

以上、ざっぱくではありますが、八雲総合病院透析部門から発生した、新型コロナウイルス感染症の状況についての説明といたします。よろしく願います。

○委員長(赤井睦美君) このことについて質問ご意見ありませんか。

○委員(斎藤 實君) はい。

○委員長(赤井睦美君) 斎藤委員。

○委員(斎藤 實君) 外来の担当者が陽性確認されたということなんですね。それで外来電話診療の促進を決定されたということでもありますけれども、この患者との関係は皆さんやはり透析やらなければ大変なことになるので、それでそういう状況というのはどういうようになっていたんですか。

○総合病院事務長(竹内伸大君) 委員長、事務長。

○委員長(赤井睦美君) 事務長。

○総合病院事務長(竹内伸大君) まずは、感染確認されました職員は透析室で従事している看護師でございます。それと一般の外来のほうには職員の感染が見られておりませんが、なるべく院内の感染拡大の危険があったものですから、例えば外来待合ですとかそ



ういうところの過密も解消しなければならぬと考えたところでもあります。そのことによりまして、慢性疾患をお持ちの方、とりわけ定期の受診で定期処方薬が診察の内容の主なものであれば、電話で現在の状態を確認して処方箋を別途FAXで送り、患者様が直接病院に来なくても薬局で薬をお求めになられるというケースが多いものですから、そういった対応をこちらのほうから患者様に予約外来のほうですけれども、させていただきまして、混雑の緩和を図っております。

それから透析治療に関しましては、通常月、水、金、これ午前・午後の二部制で透析を行っておりますけれども、たとえば陽性になられた患者様ですとか、陽性に伴いまして付近のベッドで治療を受けられた患者様につきましては濃厚接触と定義させていただいております。こういった患者様につきましては、火、木、土の臨時透析を院内で行っております。また、当然ですけれども、既に感染が確認されて、まだ他者に感染させる危険性のある状態の患者様と、濃厚接触でまだ感染しているかわからない状態の患者様を午前と午後で時間を分けて透析を治療継続していたところがございますので、よろしく願いいたします。

○委員（倉地清子君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 倉地委員。

○委員（倉地清子君） 大丈夫でした。

○委員長（赤井睦美君） ほかにございませんか。

○委員（佐藤智子君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 佐藤委員。

○委員（佐藤智子君） すみません。直接これに関係しているわけでもないんですけれども、一度テレビでニュースに出ましたけれども、発熱外来のほうのひっ迫というか、そっこのほうは今どういう状況ですか。

○総合病院事務長（竹内伸大君） 委員長、事務長。

○委員長（赤井睦美君） 事務長。

○総合病院事務長（竹内伸大君） 取材を受けて一部テレビに出ましたけれども、発熱外来ですね、いわゆる第6波でだいたい1月の中旬くらいから問い合わせが増えはじめました。多いときで大体20件から25件程度。問い合わせだけでいただいております、当然、PCR検査の体制も無限ではありませんので、どうしてもトリアージが必要となります。希望される方の全員の検査を行うことができればいいんですが、やはり電話で症状を聞き取ってですね、その症状の重さ、これによって何時に来てくださいという予約制で発熱外来で受け入れるとなっております、一般的に現在はまだまだ落ち着いていないのですが、症状のない方につきましては、ご自宅で症状を見ていただくと。それで引き続き発熱やのどの痛みが強くなってきた際には改めて電話をいただく対応をさせていただいております。

現在ですと、大体平均15名くらいが検査をできるキャパシティとなっております。その日のうちにある程度検査結果が出るという時期です。当然発熱外来の患者様だけではなくて一般の外来に来院された患者様の中でも、各医師がコロナの可能性を疑った場合は当然そこに検査が差し込まれていきますので、なかなか不安になって問い合わせいただいた患者様に即日対応できない状況も続いておりますが、何とか住民の皆様の希望に沿えるように努力しておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長（赤井睦美君） ほかにありませんか。

なければ一つ教えてほしいんですけども、これ、合計5名の方が陽性になったんですけども、日数から行くと21日に陽性をはっきりした人から感染したということではなく、別々の感染ルートというか、ルートがどこかではなくて、この21日に陽性になった方からの感染ではなくて合計5人という捉えかたでよろしいでしょうか。

○総合病院事務長（竹内伸大君） 委員長、事務長。

○委員長（赤井睦美君） 事務長。

○総合病院事務長（竹内伸大君） 期間がですね、委員長がおっしゃるとおり非常に長い期間になっています。一般的にクラスターというのは短い期間で同一施設の中で集団的に発生するような対応を示しますけれども、これははっきりと遺伝子解析をしていませんからどのウイルスがどのように作用したかの断定はできませんが、当院の見解としては21日から31日、資料で言いますと（1）から（4）あたりは院内関連ではないかなという予測は建てております。（5）につきましては結構離れているような時期になりますし、なかなか判断が難しいところなんですけど、八雲保健所、渡島保健所にもクラスターと解釈するべきかという見解を伺いましたが、期間が相当長きにわたっているということと、それと単発的に出ているということで、クラスターとはなかなか言い難いという見解はいただいております。ただ、これが透析部門の一か所にとどまっているとなると、（1）から（5）の5名につきましてはそれぞれ何らかの関連があったのかなというふうに考えています。なかなか結論付けることは難しいんですけど、実際には作業としましては最初に出た患者様のベッドがどういった位置にあって、次の感染を起こしたベッドの位置がどうだったかということから感染の足取りを追いかけていくと。一つの空間の中でどういうふうな感染が起きたのかのメカニズムは追うようにしているんですけど、なかなか結び付けられるような、断定するに至る要素は今のところ強いものがないということになりますので、繰り返しますと1から4は関連が強いことについては、別なルートからの感染も考えられますが、ただ全体的に眺めると先ほど申しあげたとおり、一つの場所で起きていることは何らかの関連があったというふうにしか今のところは結論付けておりません。

○委員長（赤井睦美君） 透析患者さんのところで陽性ということで、透析患者さんは絶対に透析を受けないとないからもっともっと増えるんじゃないかというすごい心配していたんですけども、ここで収まったということで今この施設もコロナ対策で必死なんですね。これで収まったというなんか特別な対応だとか、ほかの施設でも参考になる方法があれば教えていただきたいと思う質問だったんですけども、すごい抑えが上手だなと思って、もし何かありましたら教えてください。

○総合病院事務長（竹内伸大君） 委員長、事務長。

○委員長（赤井睦美君） 事務長。

○総合病院事務長（竹内伸大君） セオリーでありますけれども、誰が感染しているのか、早く検査で可能な限り見つけるというのが一つ重要なポイントなのかなというふうに考えております。

それとこの間とってきた対策といたしましては、例えば透析室のお部屋の向かいに休憩室、それから快適な着替えができるロッカールームを備えております。患者様に非常にご不

便をおかけしますが、この二つについては相当な使用制限をいたしました。例えば待合室でどうしても顔見知りと同じ空間にいと会話が生まれたり、何らかの接触が生まれるといったことがありますので、まず待合室は閉鎖し、一か所に長時間患者様が滞留しないようにしました。患者様の通院の環境の中でどうしても朝早く病院に来なければならないという方もいらっしゃいます。そういった方にも個々になるべく透析が始まる直前に病院に来ていらっしゃるアナウンスだとかもさせていただいております。

それと透析患者様はどうしても長時間透析の方もいらっしゃいまして、外から来院されたときに着衣やベッドに横になるときの着衣を変えたり、ルームウェアみたいなものに代えて透析を快適に受けたいというご要望も受けて、そういった更衣室も用意させていただきましたけれども、それも一時閉鎖してなるべく着替えずにそのままベッドに入ってくださいというお願いもしております。

それと透析患者様の透析を受けていただく前の体調管理も厳重にさせていただきました。当然体温ですとかは当たり前にも今までも計測してございますが、患者様のほうから申告に合わせてですね、ちょっと測り方によっては体温が非接触型は出るものですから、その辺もしっかりとした対応になるように、複数回看護師のほうで体調の確認を万全にするようにしました。

一つの特長としては喉の違和感というのを道南圏の病院から情報をいただいておりますので、特にクラスター発生以降はのどの痛みというよりは喉の違和感、例えば少しごろごろするだとか喉が詰まった感じについても細かく確認するようにしてございます。

基本的になにか大規模な機械を入れるから感染が収まるだとか防止できるというよりは、今できることを可能な限りやっていくという積み重ねでしか、なかなか感染の拡大を防ぐことはできないものですから、なるべく集団を作らない。それと部屋に入るときに部屋から出るときに必ず手指消毒をしていただくということと、あと、会話もなるべくしないでくださいということ。当然透析の患者さんも横になられるとおしゃべりされる方もあまりいないんですけども、マスクをきちんと鼻が隠れていますかというチェックも巡回のときにさせていただいております。そういった地道な取組で何とか鎮圧することができていますので、地道にやっていきたいと思っております。

○委員長（赤井睦美君） ほかに質問やご意見はございませんか。

○委員（大久保健一君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 大久保委員。

○委員（大久保健一君） 総合病院さん自体で把握しているのか分からないですけども、ちょっと教えてほしいんですけども渡島管内八雲町で結構報道で見るとはんですけども、八雲町において自宅療養者、陽性診断されて自宅療養者は結構いるんですか。

○総合病院事務長（竹内伸大君） 委員長、事務長。

○委員長（赤井睦美君） 事務長。

○総合病院事務長（竹内伸大君） 細かい数字につきましてはですね、申し上げづらいんですが、現時点、今週くらいの状態ですと50名程度というふう聞いております。ただこれは八雲町だけということではなくて八雲保健所管内の数字でございますから八雲町のほかの3

町合わせた数字。ただ、町の規模からすると、ほとんど八雲町内の自宅療養の方かなという想像はしてございます。

○委員（大久保健一君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 大久保委員。

○委員（大久保健一君） これ総合病院さんに聞くことではないのかもしれませんが、自宅療養に対するご食料だとかなんだとかの補助ってわかっている範囲で教えてほしいんですけれども。

○総合病院事務長（竹内伸大君） 委員長、事務長。

○委員長（赤井睦美君） 事務長。

○総合病院事務長（竹内伸大君） 私どものほうで八雲保健所からいろいろ聞く限り、北海道では自宅療養セットというのをご用意しているそうです。日用品ですね。いわゆるテッシュペーパーや食料品ですね。保存がきくものですから概ねパックのご飯ですとかインスタントラーメンですとか、そういうものを、ある程度一週間くらい療養できる量、一週間か10日か記憶が曖昧ですけれども、そういう急遽外に出られないですから、ある程度の元々家の中にあるものに加えて、簡易的な食料や日用品を供給して自宅療養してもらっていると聞いております。

○委員長（赤井睦美君） ほかにありませんか。

○委員（能登谷正人君） はい。一つだけ。

○委員長（赤井睦美君） 能登谷委員。

○委員（能登谷正人君） 国保病院では3年度の決算見込み、今3月定例会を迎えるにあたって出してくれているんですけれども、総合病院ではどうして出してくれないの。

○総合病院事務長（竹内伸大君） 委員長、事務長。

○委員長（赤井睦美君） 事務長。

○総合病院事務長（竹内伸大君） 総合病院では決算見込みにつきましては、10年間の収支見通しと合わせて3月定例会において開会されます全員協議会のほうへ説明したいというふうに。失礼しました。5年間の収支見通しと合わせまして、全員協議会へ提出し説明させていただきたいと考えております。

○委員（能登谷正人君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 能登谷委員。

○委員（能登谷正人君） そうすると、その前にいろいろ調べたいことがあってもできないということだよ。3月定例会の期間中に全員協議会に出すということでしょう。そういう意味ですよ。

○総合病院事務長（竹内伸大君） 委員長、事務長。

○委員長（赤井睦美君） 事務長。

○総合病院事務長（竹内伸大君） 例年ですと開会初日に全員協議会が開会されておりましたので、予算審議に入る前に当院の見通しとそれと直近の決算見込みを出すという流れで例年説明させていただいたところでございます。

○委員（能登谷正人君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 能登谷委員。

○委員（能登谷正人君） わかりました。事務長の考え方では決算見込みはざっとどんな感じになりますか。

○総合病院事務長（竹内伸大君） 委員長、事務長。

○委員長（赤井睦美君） 事務長。

○総合病院事務長（竹内伸大君） 令和3年度の決算見込みにつきましてはですね、大変大雑把でございますが、本業を示す医療につきましては、令和2年度とほぼ同等水準、例えばコロナ前に比べるとやはり落ち込みが見られているのかなとおさえています。それと全体の収支でございますけれども、コロナの感染症の重点医療機関に指定されていることから、感染症の病床確保交付金ですとか大きな財源の援助をいただいているところでございます。主にこういった財源を活用した中で、令和2年度よりもですね、収益的に収支は良くなるというふうに思いますし、内部留保資金も令和2年の決算ですと6億円台でございましたが、さらに積み増しできる見通しとなっております。現在、精査を進めておりますので、本日本につきましてはこういった概要でご承知いただきたいというふうに思います。

○委員（能登谷正人君） はい。もう一つだけ。

○委員長（赤井睦美君） 能登谷委員。

○委員（能登谷正人君） 最後のコロナ関係では確か8億くらい国から来てるんですけども、それも入れての結果はどうなりますか。

○総合病院事務長（竹内伸大君） 委員長、事務長。

○委員長（赤井睦美君） 事務長。

○総合病院事務長（竹内伸大君） コロナの病床確保交付金も含めてですね、先ほどの説明となっております。

○委員（能登谷正人君） わかりました。

○委員（佐藤智子君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 佐藤委員。

○委員（佐藤智子君） 今現在コロナで入院されている方は何名いるのかというのと、あと、重症になられて別な病院に行かれた方がいるのかとか、あと何日間くらいでほしい退院されているのかを教えてください。

○総合病院事務長（竹内伸大君） 委員長、事務長。

○委員長（赤井睦美君） 事務長。

○総合病院事務長（竹内伸大君） 一点目まずは、現在入院されている患者様につきましては2名でございます。それと症状の悪化により他院へ搬送する事例というのはこの第6波の中ではございません。

○委員長（赤井睦美君） どれくらいで退院できるのか。

○総合病院事務長（竹内伸大君） 患者様1名当たりの日数につきましては、第5波に比べると重症化に至るケースがあまりないのかなという印象で経過してございます。従いまして概ね10日くらいでですね、ほしい退院できているのかなと思いますけれども、ただ、患者様の元々お持ちのご病気だとかそういうものがあれば少し長引いている印象はございます。

○委員長（赤井睦美君） ほかにございませんか。

なければ、次の看護職員等処遇改善事業の実施について、ご報告よろしくお願ひいたします。

○総合病院庶務課長（長谷川信義君） 総合病院庶務課長。

○委員長（赤井睦美君） 庶務課長。

○総合病院庶務課長（長谷川信義君） それでは、看護職員等処遇改善事業について説明いたします。

資料2をご覧ください。初めに本事業の概要についてご説明いたします。本事業は令和3年11月19日閣議決定されました、コロナ新時代開拓のための経済対策に基づき、地域でコロナ医療など一定の役割を担う医療機関に勤務する看護職員を対象に、賃上げ効果が継続される取組みを行うことを前提として、収入を1%程度、月額4,000円引き上げるために令和4年2月から前倒しで実施できることとされたものであります。

対象期間は令和4年2月から9月までで補助金額は看護職員一人当たり月額4,000円となっております。対象医療機関は救急医療の算定対象かつ令和2年度における救急搬送件数200件以上の医療機関となっており、当院は条件を満たしております。

次に対象となる職員ですが、看護職員とされており、ここでは看護師、准看護師、助産師とされておりますが、医療機関の判断によりその他職員の賃金改善に当該補助金を充当することは可能とされておりますが、財源はあくまでも看護師のみとされております。

当院における実施についてですが、本事業の目的、趣旨を踏まえ、事業を実施しようとするものでございます。

(1) 実施方法ですが、賃金引き上げにつきましては特殊勤務手当と整理し、八雲町一般職員の特殊勤務手当に関する条例に当該手当を追加しようとするものであり、第1回定例町議会へ条例の一部改正案を上程しようとするものであります。なお、手当の名称等改正案につきましては、現在調整中でございます。

(2) 支給対象職員は国で定める補助対象の看護師、准看護師、助産師とし、2月現在常勤換算数値としましては177.4名に対して支給しようとするものであります。

(3) 支給金額ですが、先ほど事業概要でも説明しましたとおり、国で定める一人当たり月額4,000円とし、令和3年度、令和4年度とあわせた総額は567万6,800円を見込んでおります。

(4) 財源措置ですが、全額国費負担となります。なお実際の補助額は法定福利費相当額も含めて一人当たり月額4,660円の補助額となる見込みでございます。

裏面次ページをご覧ください。(5) 予算措置につきましては本来であれば、補正予算に計上するところではありますが、既存予算内での執行が可能ですので、令和3年度につきましては予算執行残高で対応させていただきたいと思っております。

最後に(6) 令和4年10月以降の見通しですが、国の方針としましては3パーセント程度の引き上げが想定されております。現在のところまだ未確定ではありますが、月額1万2,000円程度であり、財源措置としては補助金ではなく、その分を診療報酬上の加算等で上乗せを検討している状況であります。今後の国の動向を注視しながら状況によりましては更なる対応が必要となりますので、その際はご提案させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

以上で、看護職員等処遇改善事業についての説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○委員長（赤井睦美君） ありがとうございます。

このことについて質問やご意見はありませんか。

○委員（能登谷正人君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 能登谷委員。

○委員（能登谷正人君） 最後の（6）の件だけれども、今看護師さんたちの手当てをよくしないで、10月以降ってちょっと解せないんですけれども、国は何考えてるんだか。というのはできれば分かっている範囲でほしんですけれども、なければなくてもいいんですけども、できればちょっと理解に苦しむので、今出すべきだと思うんです。そうでないと張り合いがない。働いている者として。どうでしょうか。事務方の考え方を。

○総合病院庶務課長（長谷川信義君） 総合病院庶務課長。

○委員長（赤井睦美君） 庶務課長。

○総合病院庶務課長（長谷川信義君） ちょっと説明不足で。今回の4,000円を手当として支給するのはあくまでも9月までということで、10月以降の情報としましては、あくまでも補助は9月で終わります。そして10月以降は今国のほうで検討されているようなんですけれども、補助金ではなくて診療報酬改定の中で医療費のほうにその分を何かしらのかたちで加算しますと。3%程度。1万2,000円相当賃上げされるという考え方で、現在、国のほうで進めているようでございます。

私どもとしても情報としてはこれくらいですね、まだ見えてきていない状況ですので、おそらくそういうのが見えてきた段階で、また来年度になりますけれども、9月定例会なりにご提案をさせていただくことになると思いますので、よろしくお願いたします。

○委員長（赤井睦美君） ほかにありませんか。

○委員（佐藤智子君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 佐藤委員。

○委員（佐藤智子君） これはボーナスというか報酬も引きあがるというふうに考えていいのでしょうか。その場合に国からではなくて町が予算化するというふうになるのか、その辺を教えてください。

○総合病院庶務課長（長谷川信義君） 総合病院庶務課長。

○委員長（赤井睦美君） 庶務課長。

○総合病院庶務課長（長谷川信義君） ボーナスというよりは月額一人当たり4,000円という固定の額で支給されるかたちになりますので、ボーナスで増えるというかたちにはならないというふうに考えてございます。

○委員長（赤井睦美君） ほかにありませんか。

○委員（倉地清子君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 倉地委員。

○委員（倉地清子君） 対象になる職員というのが、177.4名って全員今の現職員というか看護師さん入れて何人いるんですか。これ全員ですか。

○総合病院庶務課長（長谷川信義君） 総合病院庶務課長。

- 委員長（赤井睦美君） 庶務課長。
- 総合病院庶務課長（長谷川信義君） 看護師ですけれども、対象となるのは177.4名の端数がつくのは常勤換算といたしまして、たとえば週に3回しか出ませんとかというパート的な方もいらっしゃいますので、それを常勤に換算するところといったことになるという説明でございます。
- 委員（倉地清子君） はい。
- 委員長（赤井睦美君） 倉地委員。
- 委員（倉地清子君） これはコロナ医療だからコロナに関係するというのが全員にあたるのかなって思って。意味わかりますか。携わらない看護師さんとかもいらっしゃるのかなと思うんですけども、全員なんですか。
- 総合病院庶務課長（長谷川信義君） 総合病院庶務課長。
- 委員長（赤井睦美君） 庶務課長。
- 総合病院庶務課長（長谷川信義君） 制度としましてはこの看護師というくくりになりますので、直接的に関わらない部署にいる方も含めて補助の対象にはなりません。
- 委員（倉地清子君） はい。
- 委員長（赤井睦美君） 倉地委員。
- 委員（倉地清子君） もう一つ。10月以降の3%引き上げって、これ診療報酬上だから、結局患者様の負担になるって考えですよ。
- 総合病院庶務課長（長谷川信義君） 総合病院庶務課長。
- 委員長（赤井睦美君） 庶務課長。
- 総合病院庶務課長（長谷川信義君） そのとおりだと思います。まだ詳しい状況といたしますかどういったかたちになるのかまだちょっと見えていない状況ですので、現段階では説明のほうはできない状況でございます。
- 委員長（赤井睦美君） ほかにありませんか。
- 委員（斎藤 實君） 質問してもちょっと難しい。
- 委員長（赤井睦美君） 斎藤委員。
- 委員（斎藤 實君） もらうのはさ、特殊勤務手当はいいんだけど、診療報酬だとか夜間だとか、相当変動させてるわけですよ。2年にいっぺんでしたか。改定されたりなんなりして。本当にどうなんだろうね。国の考えていることがよくわからない。その辺の状況、これまでの診療報酬の改定だとか夜間の改定、このコロナに対しての今の時期のこういうような。もらうのはいいんだけど、払うのも国民だからその辺の関係はどうなんだろう。事務長これ診療報酬の改定なんか4年度はどのようなことを国のほうの考え方というのは、情報としてあるんですか。
- 総合病院事務長（竹内伸大君） 委員長、事務長。
- 委員長（赤井睦美君） 事務長。
- 総合病院事務長（竹内伸大君） まず、今回この処遇改善の一番の根っこは私が想像する限り、岸田内閣になってから人への投資ですとかエッセンシャルワーカーの労働の対価のベースを上げていくという政策を打ち立てられて、その具体的な政策の一つがこの度の補助金であるというふうに考えてございます。



まずこの補助金によって即効性のある政策を打って、まずは一段階処遇を改善し、対象となる病院の看護師等に速やかに処遇改善を行き渡らせるというのが一つの目的かなと考えてございます。

次に考えられることは、いつまでこの処遇改善を国費を使ってやっていくのかという、当然様々な業種があって、エッセンシャルワーカーとひとくくりにしても、例えば、国が指定されるような業種以外にも欠かすことができないような業種は多々ありますから、いつまでこの看護師ですとかそういうところを国庫補助でやっていくのかというのには限界があると考えております。

従いまして、一定の区切り、半年くらいは国庫補助で即効性のある政策を打ちながら、その次は税金の使い道として、医療関係者であれば診療報酬が国が社会保障制度の財源であろうと。ですからその中に処遇改善分を組み込んで、おそらくこの感じで行くと10月に臨時会が出て、この処遇改善分を診療報酬のこの部分に入れましたというアナウンスとともに改善されるのかなと思っています。

それで当院で一番心配している、これはほかの病院もそうですけれども、診療報酬の中にいろんな区分がありまして、その中には材料もありますけれども、大きなウェイトを占めている診療報酬の本体部分でありまして、ここには人件費ですとかそういうものを加味して、斎藤委員がおっしゃるように毎年見直しをしていくということです。

それでこの本体部分に処遇改善分を加味して、本体分を例えば何パーセント引き上げましたとなった場合に、病院によって治療している病気の種類も違いますし、年代も違いますから果たしてそれが今回でいけば177.4人の看護師の処遇改善に行き渡らせるだけの収益を確保できるのか非常に心配してございます。

本体部分に入れ込まれてしまいますと、理論上は賃上げ効果があるので、診療報酬を増やしましたとなっていますけれども、入院料にしても外来診療料にしても様々な区分がございます。数えきれない入院料がありますので、それを全部そこにしてもらうのであれば何かしらの実感は得られるのかなと思いますけれども、例えば診療報酬の改定があったときにはですね、一つのイメージとして400床500床の大規模な病院でないと算定できない入院料に手厚く配偶されてしまいますと、当院はそういう医療を提供してございませぬので、むしろ実感がないということになりかねないと思います。もっと言うと熊石国保病院を含めますと様々な規模の病院がございませぬ。救急の受入定数だとかそういうことも籠がはめられるかもしれませぬので、果たして全国の病院で働いている看護師すべてに受け渡るかどうかは、なかなか私どもの方でも分からない状況です。

もう一つは加算という区分もございませぬ。例えばこれはインセンティブでありまして、こういう体制を整備した場合に、入院患者様、入院初日に何点交付しますよ、あるいは一週間の間、毎日この患者様に対して病院のほうに診療報酬として配分しますよといった加算という区分もあります。むしろこの加算という部分に入れていただくと、看護師が何人いますので、これだけの加算を報酬としていただきたいという計算をして支払機関のほうに請求してまいりますので、そういう仕組みにしていいただければ時間ができるのかなというふうに思っています。ただ、いずれにいたしましてもこれはまだ国のほうで議論中ございませぬので、私どもの足元には全く制度設計の基礎も届いておりませぬので、今のところは国の方針を

待っているような状況でございますので、私どもも非常に心配してございますので、何かまた具体的な方向性が見えましたら報告をしたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

○委員長（赤井睦美君） ほかにありませんか。

○委員（大久保健一君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 大久保委員。

○委員（大久保健一君） その他でもなんでもいいんですけども、総合病院と国保病院の看護師の待遇って一緒なんでしたっけ。

○委員長（赤井睦美君） ごめんなさい。もう一回言ってもらっていいですか。

○委員（大久保健一君） 総合病院の看護師さんと、熊石国保さんの給与面って一緒なんですっけ。

○総合病院事務長（竹内伸大君） 委員長、事務長。

○委員長（赤井睦美君） 事務長。

○総合病院事務長（竹内伸大君） まずは月給といわれている部分につきましては同じ給料表を使っておりますので、例えばキャリアスタートされた際に八雲総合病院、熊石国保病院同じに入ったとしても一定期間については同じかなと。差はないのかなと。でも例えば個人のキャリアで例えば師長に昇格するとか、それで役が付くとまた給与の昇給の仕方が変わってきますけれども、同じキャリアでずっと計算していきますと、ここは給与表は同じというふうにはなっております。ただ、手当の部分ではやはり既存の特殊勤務手当条例にありますけれども、看護師確保のための底上げ、熊石国保病院のほうではすでに措置されていますので、そういった面では熊石国保病院の看護師さんは若干手厚いのかなという印象はございます。

○委員（大久保健一君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 大久保委員。

○委員（大久保健一君） さっき国保病院からこの話が出なかったんですけども、国保病院って多分地域でコロナ医療など一定の役割を担う医療機関なんだけれども、緊急搬送件数が200件以上にならないから該当にならないからこれを出さないということですよ。それだけの違いですね。

あの、質問ではないんですけども、同じ町が経営する町立病院で看護師さんで同じコロナを診療しなければならない病院で片方は補助を受けられるからこれを上乗せします。片方は補助を受けられないから出しませんって言うんだと、ちょっと待遇に差がつくので、皆さんどう思いますという。

○委員長（赤井睦美君） これは国の方針で、私はコメディカルの方達がすごく検査で大変だからその方々にあげてもいいと思います。なぜ看護師さんだけにとするんだけれども、国からこの基準と来られたら、その基準無視してやるとなれば自前でですよ。それだけ国保病院に財力があるかという、そこはまた大変なんじゃないのかなと思うんですけども、差がつくのは全然良いと思っていません。だけれどもそれを言うと同じ病院の中で看護師さんと検査技師さんとかさっきの透析の方とか、いろんな方がいらっしゃるのに、看護師さんだけというのでいくと不公平かなと。事務だって相当大変だと思うし、そういうのはあり

ますけれども、だから今回の国の基準ってそうですよね。うちの職場にも来ていますけれども、やっぱり納得できない基準。

○委員（大久保健一君） ただ、関係なくてごめんなさいね。同じ仕事をしてて雇用主が一緒に、それで永久に繋がる話じゃなくて6か月の4,000円の話ですよね。国保病院が何人看護職員いるか分からないけれども。この辺、国から来なくても合わせたほうがいいと思うんだけれども。という意見です。

○委員長（赤井睦美君） それは総合病院さんに言われても困りますね。ほかになれば、その他で何かありませんか。なければこれで終わります。ありがとうございました。

#### 【総合病院職員退室】

#### 【給食センター職員入室】

○委員長（赤井睦美君） それでは、学校給食センターより、食物アレルギーにより学校給食を食べることができない児童生徒の保護者への補助について、ご報告よろしくお願いたします。

○学校給食センター所長（石坂浩太郎君） 委員長、学校給食センター所長。

○委員長（赤井睦美君） 給食センター所長。

○学校給食センター所長（石坂浩太郎君） それでは、食物アレルギーにより学校給食を食べることができない児童生徒の保護者への補助についてご説明いたします。

お手元の資料をご覧ください。まずはじめに補助の目的につきましては、食物アレルギーにより学校給食を食べることができず、その代替えとして児童生徒の保護者が弁当対応する経費を補助することにより、保護者の経済的負担を軽減し、安心して子育てのできる環境の充実に努めることを目的とするものでございます。

次の交付対象につきましては、学校給食の提供を受ける代わりに毎食弁当対応することを校長に認められた児童生徒の保護者といたしまして、生活保護法による教育扶助を受けている世帯については、保護費に給食費が含まれていることから対象から除くこととしてございます。

次の補助金額につきましては、一食当たりの給食単価であります、小学校は245円、中学校は290円に弁当を持参した回数に乗じた額としてございます。年間の給食回数につきましては、小中学校では190食を基本としてございますので、最大で小学校一人につき4万6,550円、中学校一人につき5万5,100円を想定してございます。

最後に今後のスケジュールにつきましては、3月の第1回定例会に令和4年度予算として計上させていただきまして、議決をいただきましたら補助金交付要綱を制定し、4月になりましたら各学校を通じて保護者へ周知し、交付申請の受付を開始したいと考えてございます。

以上、説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（赤井睦美君） このことについて質問やご意見はありませんか。

○委員（大久保健一君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 大久保委員。

- 委員（大久保健一君） どれくらいの人数想定ですか。
- 学校給食センター所長（石坂浩太郎君） 委員長、学校給食センター所長。
- 委員長（赤井睦美君） 給食センター所長。
- 学校給食センター所長（石坂浩太郎君） 現時点で毎食弁当を持ってきている子ども達については、小学生で一人という状況でございます。来年もしかしたら増えるかもしれませんが、現時点では。
- 委員（大久保健一君） 中学生は。
- 学校給食センター所長（石坂浩太郎君） 中学生はいません。
- 委員長（赤井睦美君） ほかにありませんか。
- 委員（倉地清子君） はい。
- 委員長（赤井睦美君） 倉地委員。
- 委員（倉地清子君） お弁当を持参した回数に乗じた額だから、学校が休みになったりだとかいろいろあるじゃないですか。それで給食費というのが町で普通の一般の人は無料でやっているけれども、それもちょうど回数を数えてしっかりと計上というか、されるんですもんね。確認でした。
- 学校給食センター所長（石坂浩太郎君） 委員長、学校給食センター所長。
- 委員長（赤井睦美君） 給食センター所長。
- 学校給食センター所長（石坂浩太郎君） 補助金額については190食を年間基本としているんですけれども、倉地委員のおっしゃるとおり、実績に応じて例えば運動会だとか始業式、終業式で給食が出なかったりだとかの場合もあると思いますので、年度末に弁当を持参した回数に応じて実績で補助する仕組みです。
- 委員（大久保健一君） 事後に出すの。
- 委員長（赤井睦美君） よろしいですか。ほかに。
- 委員（倉地清子君） はい。
- 委員長（赤井睦美君） 倉地委員。
- 委員（倉地清子君） その続きで、担任の先生にチェックしてもらうということですか。お弁当を持参した回数は。
- 学校給食センター所長（石坂浩太郎君） 委員長、学校給食センター所長。
- 委員長（赤井睦美君） 給食センター所長。
- 学校給食センター所長（石坂浩太郎君） そうですね。先ほどの答弁で基本的に190食が基本でおそらく多くの学校が190になるのかなと考えております。それで実績については学校において補助金交付申請も学校を通じて、学校に一回出していただいてそれを確認した上で申請してもらうので、学校で回数を確認していただいて支給する流れを想定しています。
- 委員長（赤井睦美君） ほかにありませんか。
- なければすみません。私たち給食センターができたときにアレルギー対応ができますという説明を受けました。それでそしたらアレルギーのある方はお弁当持ってこなくていいんですかと聞いたらいいですってあったんですけども。この1名は特別だからですか。それともなぜできないということになっているのか、そこをお願いします。

- 学校給食センター所長（石坂浩太郎君） 委員長、学校給食センター所長。
- 委員長（赤井睦美君） 給食センター所長。
- 学校給食センター所長（石坂浩太郎君） 新しい施設についてはアレルギー対応食が作れる調理室を設けて実施しておりまして、現時点では7名の方々にアレルギー対応食を提供している状況ですが、今後全食弁当を持ってきている方については、アレルギー食材が多い状況で、例えば調味料の原料までもアレルギー持っている状況でして、きめ細かい対応にしようということで校長と保護者とも協議しながら、毎食弁当ということで対応しているところであります。
- 委員長（赤井睦美君） ほかにアレルギー対応はできていると。この子だけができていないということでもいいですね。すみません。
- 学校給食センター所長（石坂浩太郎君） 委員長、学校給食センター所長。
- 委員長（赤井睦美君） 給食センター所長。
- 学校給食センター所長（石坂浩太郎君） 7名の児童生徒に対してアレルギー対応してございまして、例えば乳製品にアレルギーがある児童生徒がいたら、それは牛乳の代わりにお茶だとかそういうアレルギー対応も一つでございますし、また、対応食として鮭のアレルギーがあつて給食のメニューに鮭があると、鮭のアレルギーの子に対しては、鮭の代わりに鶏肉を使ったり、あと乳製品のアレルギーがある子がいて、ポタージュがメニューにあるとスープに代えたりということで対応食を提供している状況でございます。
- 委員長（赤井睦美君） ありがとうございます。
- ほかにございませんか。なければこれで終わります。ありがとうございました。

#### 【給食センター職員退室】

#### 【図書館職員入室】

- 委員長（赤井睦美君） お疲れ様です。それでは次は、八雲町立図書館雑誌オーナー制度の導入について、ご報告よろしく願いいたします。
- 図書館長（佐藤真理子君） 委員長、図書館長。
- 委員長（赤井睦美君） 図書館長。
- 図書館長（佐藤真理子君） それでは、八雲町立図書館雑誌オーナー制度の導入について報告いたします。

本件は、八雲町立図書館雑誌オーナー制度の実施を制定し、令和4年度から新たに導入するものです。

この八雲町立図書館雑誌オーナー制度は、町内の企業及び団体などに協力をいただき、図書館で取扱っている雑誌のオーナーになっていただくものです。具体的には、オーナーとなった雑誌の購入費は、企業等にご負担いただき、購入した雑誌を図書館に寄付していただきます。そしてオーナーとなった企業等については、その雑誌のカバーをはじめ、主に図書館内での周知を図るものです。最初に、この制度を導入することとした経緯ですが、近年減少しつつある図書館の利用者数や貸し出し数を増やしたいと考え、現在も図書館において様々な事業を実施しているところです。さらに広く多くの町民の皆さんに図書館を知って

利活用していただくために、町民の皆さんに図書館に関わっていただく方法の一つとして道内でもこの制度を導入している図書館はそれほど多くありませんが、八雲町では新たに取り組むこととしたものです。具体的な内容については、資料2ページの実施要綱について要綱に沿ってご説明いたします。

2ページになりますが、第1条、第2条では趣旨目的を定めており、その制度により、より多くの雑誌を所蔵して町民に対する図書館サービスの充実を図ることを目的としております。第3条は、最初に説明いたしました、制度の具体的な内容について定めております。第4条は、雑誌オーナーとなる方の要件で、町内の企業及び団体を対象とし、個人は対象といたしません。資料2ページから3ページにかけて第5条は、オーナーとなっていたいただいた企業等の具体的な周知方法を示したもので、雑誌カバーや図書館内への掲示、図書館内やホームページの掲載、オーナーの事業所での掲示物として定めております。第6条は、雑誌の選定については、図書館が作成した雑誌リストから選んでいただくこととしております。第7条は、寄贈期間ですが、基本的には4月からの1年間とするものですが、年度途中からの参加も可能としております。第8条は、雑誌が年度途中で休刊または廃刊となった場合の取り扱い。資料4ページ、第9条及び第10条は、オーナーの申し込みや決定。第11条は、雑誌の購入先と支払方法。第13条は、オーナーの取消についてそれぞれ定めていきます。第12条は、寄贈された雑誌の所有権に関して、図書館に帰属することとし、保存年限終了後の取り扱いは現在図書館にある雑誌と同様といたします。第14条、第15条では、この用件にない事項が生じた場合には、その都度、図書館とオーナーが協議して決めることを定めております。なお、この要綱は、令和4年4月1日から施行することといたします。

この制度の周知方法といたしましては、町広報3月号、町ホームページ、図書館内へのポスター掲示及びチラシ配布により、制度にご協力いただける企業や団体の皆様を募集したいと考えております。

以上、簡単ではございますが、八雲町立図書館雑誌オーナー制度の導入についての説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○委員長（赤井睦美君） このことについて質問やご意見はございませんか。

○委員（佐藤智子君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 佐藤委員。

○委員（佐藤智子君） この制度の導入は、図書館にかける予算が削られているからなんですか。単刀直入に言って申し訳ないんですけども、お願いします。

○教育長（土井寿彦君） 委員長。

○委員長（赤井睦美君） 教育長。

○教育長（土井寿彦君） 前向きに考えて、先ほど館長からも申し上げましたように、図書館の運営に実際に関わっていただくということで、その事業所様にもそこに勤める皆様にも、図書館という位置づけを深く関わっていただくことで知っていただきたいと考えております。

確かに雑誌に係る予算は減少しておりますけれども、それが一番の理由というよりも、図書館運営を如何に活性化していこうかということです。

○委員（佐藤智子君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 佐藤委員。

○委員（佐藤智子君） 置いている雑誌を全てオーナー制度のほうに置き換えるというふう  
に受け止めましたけれども、それで間違えないのかということ。

○図書館長（佐藤真理子君） 委員長、図書館長。

○委員長（赤井睦美君） 図書館長。

○図書館長（佐藤真理子君） 現在、予算で購入している雑誌はございますが、これを全部  
置き換えるのではなくて、プラスにしていきたいということでございます。できれば雑誌の  
種類を増やすことで、町民の皆様にも足を運んでいただくという一つのきっかけになれば  
いいなということでございますので、全部置き換えてということではございません。

○委員（佐藤智子君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 佐藤委員。

○委員（佐藤智子君） ちょっと誤解していたというか、全部置き換えるのかなと思って  
いたので、そうじゃないということでちょっと安心しましたが、それでも今まで置いていた  
ものでも、これはあまり読む人がいないからもうとらないとか、そういう考えも当然出てくる  
のかなと思いますけれども、そういう予定もあるんですか。

○図書館奉仕係（藤本陽子君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 奉仕係。

○図書館奉仕係（藤本陽子君） 今回の制度で購入いただいた雑誌につきましては、こちら  
で雑誌のリストを作っているんですけども、現在購入しているものについてはすべてこ  
の雑誌リストに掲載しております。なので、今現在購入しているものについては、基本的  
には引き続きオーナー様を募集していくものになります。

それに加えて、本当はもっとこういったものがあつたらお客様に来ていただけるのでは  
ないだろうかというところのプラスアルファで、だいたい50種類ぐらいのリストを雑誌リ  
ストとして募集する予定となっております。

○委員（佐藤智子君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 佐藤委員。

○委員（佐藤智子君） もうこれくらいにしておきたいと思えますけれども、そのなんか全  
然申し込みをする事業所が現れないかもしれないというのもあると思うんですけども、  
なんか見込みがあるのかということと、もし現れなかった場合にはやはり今置いている雑誌  
を削る方向もあるのかというその二点についてお願いします。

○図書館長（佐藤真理子君） 委員長、図書館長。

○委員長（赤井睦美君） 図書館長。

○図書館長（佐藤真理子君） 今二点あつたかと思うんですけども、一点は今ある雑誌を  
置き換えるということではないものですから、仮にオーナー様が現れなかったとしても今  
の雑誌は継続していくと。オーナー様が現れたらプラスして考えていくということので、  
まずオーナーになってくださる方がすぐに表れなかったとしても、雑誌がそのことで削  
られるということはありません。

それから、確かに佐藤委員がおっしゃるとおり、すぐに手を上げてくださるところがある  
かは、初めての試みですので、正直分らないところですが、まずは町広報、町ホームペー

ジ、掲示物でPRした後、いらっしゃらなければまた別のPR方法を考えながら、まずは初年度ということでいろんな方法を考えながら取り組んでみたいと考えております。

○委員（佐藤智子君） わかりました。

○委員長（赤井睦美君） ほかにありませんか。

○委員（倉地清子君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 倉地委員。

○委員（倉地清子君） 面白い企画だなと思って見てたんですけども、これほかの地域でどこかでやっている方がいて、その成果とかがもしあるんだったら、その反響というのが参考に教えていただきたいと思います。

○図書館奉仕係（藤本陽子君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 奉仕係。

○図書館奉仕係（藤本陽子君） 道内では今 17 か所の図書館が取り組んでいるということで情報を得ております。近いところだと函館図書館、函館中央図書館が導入されていたり、あと道立図書館も取り組みをされております。

やはりどこの図書館もなかなかオーナーさん集めがなかなか難しくて頑張っているというのは聞いてるんですけども、その中で滝川市立図書館さんは道内でも先駆的に始めていらっしゃいまして、導入されている雑誌のほぼ半数以上がオーナーさんのスポンサーがついてと伺っております。かなりスポンサー集めにはいろんな取り組みをしたというふうに伺っております。

○委員長（赤井睦美君） ほかにありませんか。

○委員（倉地清子君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 倉地委員。

○委員（倉地清子君） これって貸し出しは、館内だけですね。

○図書館奉仕係（藤本陽子君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 奉仕係。

○図書館奉仕係（藤本陽子君） 取り扱いについては、通常購入しているものと同じになりますので、最新号のみが館内での閲覧をお願いしているんですけども、バックナンバーになったものから貸し出しも同じようにできると考えております。

○委員長（赤井睦美君） ほかにありませんか。

なければこの件については以上で終わります。

#### 【図書館職員退室】

#### 【社会教育課職員入室】

○委員長（赤井睦美君） それでは、木彫り熊デザイングッズ企画開発事業について、よろしく願いいたします。

○社会教育課長（佐藤真理子君） 委員長、社会教育課長。

○委員長（赤井睦美君） 社会教育課長。



○社会教育課長（佐藤真理子君） それでは、社会教育課が所管する事業について説明いたします。

令和4年度に新たに取り組もうとする木彫り熊デザイングッズ企画開発事業についてです。この事業の目的は、現在、木彫り熊が様々な形で興味関心を持たれ、若い世代にも人気が高まりつつあることから、この木彫り熊の魅力を広げ、その知名度を全国的に高めるため、木彫り熊デザイングッズ企画開発を行い、このグッズを通して八雲町のPRと魅力発信を展開するものです。

2番目に事業内容として、企画開発するグッズは木彫り熊をデザインしたグッズ10品目程度で、例えばTシャツ、キャップ、トートバッグ、湯飲みなどが考えられます。実際には企画開発段階で検討していきますので、今挙げたものが必ず出来上がるということではございません。

続いてグッズの企画開発の流れといたしましては、デザイングッズとこれらを利用した八雲町のPRの両方を行うため、日本の文化や良品を知り、若者層を主軸としてその魅力を世界に発信している企業に事業を委託したいと考えております。

デザイングッズ企画開発の段階では、八雲町における自然、文化、産業等の関係者と協議しながら八雲町が持っている魅力をいかした木彫り熊デザイングッズを10品目程度、企画開発することといたします。企業への事業委託期間は、令和4年4月から令和5年3月末日と考えております。グッズの企画開発は、委託してから6か月後頃を目途とし、グッズ開発後に八雲町及び委託企業の双方でこのグッズを活用して八雲町のPRを行うことといたします。

続いて、企画開発したグッズの活用方法ですが、八雲町としては開発したグッズの全品目の最小ロットを見本品として購入し、八雲町オリジナルグッズとして八雲町のPRイベント事業などで活用したいと考えております。また、グッズの見本品を基に町内事業所に仕入れ販売に取り組んでいただけるように働きかけをしたいと考えております。

一方、委託企業でございますが、企業が所有する店舗で一定期間八雲町のコーナーを設けてPRとテスト販売を行うとともに、あわせてSNS、メーリングリスト、ホームページなどを使ってグッズを通じた八雲町の情報発信を行うことといたします。

この事業に係る企画開発及びグッズ販売やPRにかかる委託料、及び開発したグッズを八雲町が購入する費用を新年度予算として3月の第1回定例会に計上させていただき、木彫り熊デザイングッズの企画開発、グッズを活用した八雲町のPR活動に取り組みたいと考えております。

以上、説明となりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（赤井睦美君） このことについて質問やご意見はございませんか。

○委員（大久保健一君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 大久保委員。

○委員（大久保健一君） これ委託企業って募集になるんですか。それともある程度目処であるんですか。

○社会教育課長（佐藤真理子君） 委員長、社会教育課長。

○委員長（赤井睦美君） 社会教育課長。

- 社会教育課長（佐藤真理子君） 募集というかたちを考えております。
- 教育長（土井寿彦君） はい。
- 委員長（赤井睦美君） 教育長。
- 教育長（土井寿彦君） かたちは募集というかたちになると思うんですけども、かなり発信力のある企業でなければなりませんし、八雲町に来てもらって共同してこのグッズを作っていくということもございまして、どうしてもかなり限定的にこういうことができる企業は限定的であると考えております。
- 委員（大久保健一君） はい。
- 委員長（赤井睦美君） 大久保委員。
- 委員（大久保健一君） あと、それとは別なんですけれども、例えば写真を載せるにしろ、開発した商品にしろ、著作権だとかはどこに帰属するとか使用料とかその辺はどうなっているんですか。
- 社会教育課長（佐藤真理子君） 委員長、社会教育課長。
- 委員長（赤井睦美君） 社会教育課長。
- 社会教育課長（佐藤真理子君） 著作権やそういったものは八雲町に帰属いたします。
- 委員（大久保健一君） はい。
- 委員長（赤井睦美君） 大久保委員。
- 委員（大久保健一君） あと、モデルとなったその例えば木彫り熊の作者に対する著作権とかは必要ないの。
- 教育長（土井寿彦君） はい。
- 委員長（赤井睦美君） 教育長。
- 教育長（土井寿彦君） 今のところデザイングッズと考えておりますので、直接作者のものを使うのかというと、あまりそうではないと。ですので、今まであるものを参考にしながらデザインしていくのかなというイメージでございまして、そういった方の著作料使用料は発生しないと今は想定しておりますけれども、大久保委員がおっしゃいますように、直接そういったものを使うとなれば、そういったところは所持していらっしゃる方といろいろ協議しなければならぬと考えます。
- 委員長（赤井睦美君） ほかにありませんか。
- 委員（倉地清子君） はい。
- 委員長（赤井睦美君） 倉地委員。
- 委員（倉地清子君） 今、大久保委員が質問したことで私も質問しようと思っていたんですけども、それはわかりました。じゃあ、デザインは誰かにお願いしなければならないとなりますよね。絵を。そういうのはどういうかたちで。もう決まっているんですか。
- 社会教育課長（佐藤真理子君） 委員長、社会教育課長。
- 委員長（赤井睦美君） 社会教育課長。
- 社会教育課長（佐藤真理子君） この企画開発について、デザインだけ別な方ではなくて、デザインも含めてすべて一括して委託するというかたちになりますので、誰とかではなくてそれも含めての委託をして作りたいと考えております。
- 委員（倉地清子君） はい。

- 委員長（赤井睦美君） 倉地委員。
- 委員（倉地清子君） 八雲町のPRだから、デザインを委託ということでお願いすると今聞いたけれども、八雲町の子ども達とか、なんかそういうデザインを募集するとかは考えなかったのかなと思ひまして。
- 教育長（土井寿彦君） はい。
- 委員長（赤井睦美君） 教育長。
- 教育長（土井寿彦君） 今、受けられる企業を限定と申し上げましたけれども、私ども今考えているのは、相当な発信力を持っている企業さんと考えていますし、そして地元に来てもらって、それで地元の企業さんですとか、もしかするとくらやさんとかともご相談させていただくことになるかもしれませんし、八雲町にあるいろんなものを木彫り熊とマッチさせて、例えば織物の得意な地域と共同で織物を活かしてほかのものをアレンジしたものをやったりしているんです。だから八雲町にある特産品と木彫り熊をマッチさせるというような発想を今考えます。牛乳とマッチさせるとか、味噌とマッチさせるのは難しいので、どういう発想でいくかはこれからになりますけれども、共同で作るということです。任せきりというよりも、八雲町内と共同で企画開発するというイメージでございます。
- 委員（倉地清子君） はい。
- 委員長（赤井睦美君） 倉地委員。
- 委員（倉地清子君） 何回もすみません。それ八雲町の企業さんではないですもんね。相当な力のある。要するに町外もあるんですもんね。
- 教育長（土井寿彦君） はい。
- 委員長（赤井睦美君） 教育長。
- 教育長（土井寿彦君） 世界に発信したい事業ですので、できる企業は本当に限られてくると思っています。最終的に1社しか契約できないということもあります。
- 委員長（赤井睦美君） ほかにございませんか。  
なければこれで終わります。ありがとうございました。

#### 【社会教育課職員退室】

#### ◎ その他

○委員長（赤井睦美君） それでは、その他ということで、子育て支援に関するアンケートは、聞くの忘れたんですけども、一応原案なんですけれども、とても重すぎて答えるほうも大変かなと思いつつ。それで今日皆さんに検討いただいて、カットするところはカットして考えていきたいと思ひます。

最初にカットしたいんですけども、問3の何日間休んだって、この日にちの何日間はカットしてください。

あと、今日お手元にいったばかりなので、順番に見ていきたいと思ひます。

まず八雲町では今給食費無料、それから医療費も無料、それで保育料は国が3歳以上の保育料がただです。八雲町は0から2の保育料の軽減があって、それでいろいろ子育て支

援にお金を使っていますと。その結果、今後皆さんにとってどうだったのかなど。まだそんな結果を求めるほどの年数が経っていないんですけれども、一応お伺いしました。

それで、環境面でお伺いしますということで、外出の際によく聞くのはベビーカーで子どもを連れて行ったら道路が悪くて歩きにくいという声が多いんですけれども、あと小中学生の通学路がないところを歩かなければいけないというのもあって、環境面でお伺いしますと外出の際に困ること。今までに困ったことは何ですかって10項目挙げています。それで足りないところは削って、もっとこういうところというのはあとで考えていただきたいと思えます。

それから問2、子どもの遊び場について日頃感じることは何ですかと。よく、サッカーのできる場所がないだとか、サッカーってしっかりとしたサッカーの試合があつてと聞くんですけれども。

あと保護者さん自身についてお伺いしますということで、お子さんが休んだとき、どうしましたかと聞いたら、お父さんが休んだ、お母さんが休んだとあるんですけれど。

問4、これ病児病後児保育が、前の子育て支援をする前に八雲町がとったアンケートでは、病児病後児保育は必要ないという声が多かったんですけれども、でも今はそのときに比べたら働いている人が増えたので、この辺もう一度必要かどうか聞きたいと思えます。

それから日頃お子さんを預かってもらえる人はいますかということで、子育てに対して悩んでいることはどうですかと。

問7では精神的な面も含めて相談できる人はいますかということで、それは誰ですかということで。

問8では、仕事と家庭を両立するためにはどんなことが必要だと思いますかということと。

問9は、八雲町は子育てがしやすい町だと思いますかと。もししやすいなら、それはどんなことで、しにくいならどんなところでということを知っています。

あとは今後、子育てをしていく中で、どのような支援が有効だと思いますかということで、問12で聞いて、最後に何かご意見があれば書いていただこうというふうに思って作りましたが、ちょっと多いと思うので、皆さんの中からここはいらんんじゃないとか、ここはもうちょっと分かりやすい言葉にしたほうがいいという提案をしていただければ、大変助かります。自由をお願いします。午後から総務委員会なので時間内に終わらないとないから、これを土台に二人で相談してというなら二人で。いやいやここは是非というところは意見を言っていたらいいと思えます。

○委員（大久保健一君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 大久保委員。

○委員（大久保健一君） これこのまま出すの。それとも何か一枚説明付けて出すんですか。

○委員長（赤井睦美君） もちろんこれは原案ですから。何でアンケート調査するのは議長名で出さないといけないからきちんと文書を作って出します。

○委員（大久保健一君） 問1の2、3って同じじゃないの。

○委員長（赤井睦美君） そうですね。

○委員（大久保健一君） それと一番最後の要望、このままだったら書かないと思うんです。なのでこれを問13なりにしないと書いてくれないんじゃないのかな。

○委員長（赤井睦美君） はい。

○議会事務局庶務係長（松田 力君） 今皆さんのお手元に配られているのはアンケートの項目の原案だと思いますので、これ自体はおそらくwebアンケートの項目に組み込んで行いますので、例えば最後の質問も囲われたかたちになって、アンケートとしては実施できると思いますので、あくまでもそれぞれのアンケート項目の内容を協議していただければいいのかなと。そのあとのレイアウトとかはどうぞともなると思いますので。

○委員（大久保健一君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 大久保委員。

○委員（大久保健一君） 委員長、副委員長でもうちょっとまとめたほうがいいと。項目が多すぎて、多分読んでくれないんじゃないのかなって。

○委員長（赤井睦美君） 実は前にも言いましたけれども、QRコードを付けて手で書かないでスマホで答えてもらう形にしたいと思います。それでももちろん項目が多いというのは私も感じます。これを小さくしていこうと思いますけれども、今のお母さん、うちの園もスマホでやってるんですけれども、本当に早くささと回答をくれるので、本当にささっとくれやすいように作りたいと思います。

○委員（大久保健一君） せいぜい1問、5項目くらいじゃないと。

○委員長（赤井睦美君） 項目ね。はい。

あとになにかこれだけは載せてくれみたいないはないですか。

じゃあ、項目減らして分かりやすいように答えやすいように作りたいと思います。それではでき次第皆さんのほうにお伝えするかたちで。

○議会事務局庶務係長（松田 力君） このアンケートの内容をもう一度委員長、副委員長で直して、それで皆さんで協議するというのであれば単純に委員会の中でやると思うんですけれども、その委員会の資料として配布することになると思います。

○委員長（赤井睦美君） それはメールで配れるんですか。それともなんかこれでいいですかみたいなのを、メールでこれで良いですかって皆さんに配って、良いとか悪いとか返事してもらってやりたいんですけれども、もう一回議会でやらないと駄目ですか。

○議会事務局庶務係長（松田 力君） あとはなければそれでいいと思うんですけれども、あったときにはまた協議しないといけないと思いますので、例えば3月の定例会の会期中でこの後話しますけれども、予定していた委員会の中で進めるとか。

○委員長（赤井睦美君） その前に皆に配って。

○議会事務局庶務係長（松田 力君） 事前に見てもらえるように配るのはメールでも可能です。

○委員長（赤井睦美君） それで3月の委員会で決定すると。そういうことでよろしいですか。じゃあ皆さんのご意見をよろしくお願いいたします。

ほかになにかありませんか。

○委員（関口正博君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 関口委員。

○委員（関口正博君） 国保病院の件です。本来、取り下げ1回するという事で、議会の中でいろいろな意見があつて、今日も黒島議員の「早期に」というのもよくわかりますし、ただ、せっかく時間をいただいた以上、議会の中でも文厚委員会ということの中でか分からないんだけど、しっかりと今やっぱり見えないことが多すぎて町長と院長の中でお話をしている中でどのようなかたちになっているのかということも逐一連絡いただきたいし、どのような機能にしていくのかということをもっともっと詰めた議論ができる機会は必要なのかなと。それを早急にやると。これをどの程度延ばすつもりでいるのか、熊石、総務の中でも話し合われましたけれども、報告を受けましたけれども、消防と庁舎の建設を控えている大型物件の建設もここが挟まってくるとなると、その辺も関係してくると思うんです。ですから、どういうかたちがベストなのかというのは分かりませんが、いろんな意見、それぞれの議員さんの中でいろんな意見があると思いますし、その後の病院の議論、国保ばかりではなく、前にも申しあげましたけれども総合病院の議論にもつなげていきたいという思いがありますので、しっかりとどういうかたちがいいのか、どういうかたちで話し合うのがいいのかも僕の中でもわかりませんし、僕も病院の事業は難しいですから、なかなか理解できないことも多いですし、やっぱり勉強する場というのがやっぱり欲しいなと思うんですけれども、国保病院の建設に対しても早急にどのような機能を求めるかは当然町長の判断なんでしょうけれども、そういうのも提言できる形をとればなと思います。

今回の赤井さんの質問の中でも、委員会として機能を変えられる建て方を求めたけれども、そのときには町長サイドというのは、協議をしておけばよかつたって今回答弁ありましたよね。委員会としてもなにかしらのしっかりとしたアクションを起こすべきなのかなと。ここまで黙って見過ごすのではなくて熊石のためにも必要なことなのかなと思うんですけれども、どうでしょう。

○委員長（赤井睦美君） 皆さんどうでしょうか。

○委員（関口正博君） 自分としては皆さんの意見を聞きたいんです。どのように考えて病院事業、国保病院もそうなんですけれども、病院事業そのものに対して。ですから集中的にしっかりと話し合える場が、自分としてはあれば有り難いなと思いますし、時には総合病院のアドバイザーさんに意見をいただきながらでもいいですし、可能であれば忙しいだろうけれども熊石の院長先生とも一度お話しできる機会があればなと思いますけれども、もちろん町長とも。

その特別委員会まではいかなくとも、そのような文厚という枠でもいいんだけど、そのようなものがあればいいなと。勉強する機会を与えていただければなと思うんですけど、どうでしょうか。前にも同じようなことを言ったと思いますけれども。

○委員長（赤井睦美君） 前から文厚では国保病院と限らず、八雲町で二つの病院をどうやって維持することが一番長く維持できることなんだろうって話はしていたので、やっぱり今後勉強していきたいと思うし、今日の答弁でも説明でも、やっぱり院長先生は45床だし、町長も一般質問のときは45といていたのに、じゃあなにがこんなに時間かかるんだろうと。ただ問題はベッド数だけではなくて、本当に今後どうやってやっていったらきちんとした病院を維持できるのかということとちゃんと私たちも勉強しなければいけないので、是非私自身は勉強したいなと思いますがいかがですか。

○委員（斎藤 實君） ただ病院の職員の皆さんが、正月返上して考え方いろんな分野から考え方を出して、それぞれの部署で出してきた意見でもっていろいろ相談にのってきているわけですね。それがやっぱり首長に理解されないでいるのであれば、逆に首長がどういうことで病院を改築しよう。院長からも別に事務長からも病院建替要望されたという経緯は、ただ古い耐震ができていないのは分かるけれども、せつかく職員の働く人たちがそれだけのものを案出して、文厚でも説明されて、なるほどねということによってそれがどうして駄目になるのか。僕その辺が理解できないんだよね。

○委員長（赤井睦美君） 基本設計が1年前倒して、補正でわざわざやったのに前倒ししてやった町長がストップするというのがなんなのという思いはありますけれども、でもそこだけではなくて本当に病院の維持を含めて一つ一つ丁寧に見て、だから私たちも議会として何していたんだということになりますので、説明ができるようにしていきたいと思えますけれども。

○委員（能登谷正人君） 是非、関口君の意見取り上げていただきたいと思っています。というのは、あれだけ熊石の町民の人が集めたのをですね、未だかつてこういうことがなかったという、この間ちょっと集まりがありまして、そこに行ったらどうなりましたって質問を聞かれたんです。それで自分自身も聞かされていないし、また聞く場所がなかったものですから、それで音沙汰ないからどうなったと聞かれたんですけれども、未だかつてそういうことがない。合併のときもそういうことはしなかった。だから今回いかに病院が町民にとっては大事なもののかということをしみじみ思っていましたけれども、その結果我々にも全然説明がないから、ちょっとまだ聞いてないんですということも答えておきましたけれども、誰がなのかわからないけれども、町長と院長さんが話し合った結果は議会に報告ないんですかって。だから正式にはまだないですって。だから我々自身も町長と院長と話をするのはわかっていますけれども、その結果が町内会にも何にも連絡がない。そのことが。それがどっちが悪いんだべって。議会が悪いのか、あるいは行政が悪いのかというから、困りましたねってということで、その場では逃げたんですけれども、実際に自分たち、やはり早めにやらないならやらないで、だいたい、今年部分は今年度の部分はもうやらないということで、我々はわかりましたけれども、さて来年度からどうするんだということもふと思ったら、こういう場所で事務長にも醜いところをみせたんですけれども、一切自分自身も内密にも聞いてないし、どういうふうになったかも聞いていないものですから、是非そのことは早めにできれば常任委員会、あと議長にお願いして全協でも開いてもらって、それで結果どうなったのか、熊石地区にとっては一大事件だったんです。ですから、その辺も皆さんも関心ありますので、我々議員としては本当に申し訳なかったなと思っています。よろしく願いいたします。

○委員長（赤井睦美君） 進捗状況も含めて、一度お話を聞いたあとに議論を重ねるということでもよろしいですか。

熊石の集会のときに、基本計画が出ていたのに、実施設計まで全く動きがないことに対して、議会が何も言わなかったのは何故だという追及があったので、本当に私たちもその後どうなったのかということも私は全然出していなかったのも、やっぱり待つだけではダメなん

だということが。その都度、ほんのわずかな動きでもいいからちゃんと聞いて報告できるようにしたいと思います。

ちょっと相談しながら日程も決めていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

皆さんのほうで反対意見はありませんか。

○委員（斎藤 實君） ただ、僕一つ危惧するのは、確かに合併という一つの経過を経て合併しているんですけども、そこでもっていろんな協定文書を作っているわけですね、そして八雲地区はおそらく町民にどれだけ説明したか、僕は分かりませんが、ほとんどそんなに大きな説明はしていないと思うんですね。

それで熊石はそれぞれの地区に行って、やっぱり説明しているわけですよ。それからある程度団体との話し合いもしてみたり、いろんな形ですつと説明しているものだから、こういうかたちで地域を守っていけますよということでやってきてるわけですから、そしてそういう声を皆さん聞いているわけですから、それであればいいねと。将来的にね。

それで一番はやっぱり合併の当時の町長さん、八雲の町長さん、特に将来北渡島、北檜山の部分をひっくるめて、やっぱりそこでもってどのような自治体構築していくのかと。ただ、合併にはすぐどうこうはならないだろうけれども、やっぱり将来の人口を見据えていったときに、どのような自治体連携ひっくるめて、やっぱりやるのかということも、相当話はしていたんですね。ですから、ただ熊石と八雲だけが合併したということではなくて、合併したあとも、きちんと他所の町村にやっぱり合併してよかったねと言われるような行政の進め方でないと駄目ですねっていうことをきちっと基本にしていた町長さんなんですね。だからそういう部分ももう十何年もたったからいいべやって言われるようになると、それは八雲の町民の皆さんの考え方であって、やっぱり熊石の町民は、言われたことは素直だから。どちらかという。八雲に騙されるんじゃないのという声もありましたよ。でもきちっと説明した中でやっていっているわけだから、やっぱりそういうものはきちっと見せていくことによって長万部であっても、今金であっても、せたな町であっても、やっぱり八雲町というのは頼られる、親分地域だなんて。連携とれるよなということをやっぱり感じると思うんです。

しかし、今のような進め方では、それは感じ取れないと思いますよ。だから僕もできれば議員会長として4町連携もどうこうってありますけれども、でも個々の議員さんに聞いたら、やっぱりちょっとアレルギーあるところはありますね。だから相当そういう部分というのはやっぱり良い悪い別にして、八雲町は将来はやっぱりこの地域でもってこの道南のこの一角は責任もって進めないとならない八雲町ではないのかなと。そういう行政運びは必要でないのかなと。そしてやはり皆さんには合併してもきちっとやってるよなって。やっぱり見せていく必要性はあるんじゃないのかなと思うんですけども。

○委員（能登谷正人君） 今、合併の話が出ていますけれども、そのとき自分も議長をやっていて、町長に対して住民投票しましょうと。そうすると町長にも例えば合併になっても上手くいかなくても町長にも責任ない。議会にも責任がない。ですから住民投票したほうが一番いいから住民投票しましょうといたら、そのときの町長は議長、住民投票したら全部反対されるから俺はやらないって。だから、今金の町長さんとか商工会の青年部の仲間ですか



ら、いろんな情報はもらってたんです。森と八雲と長万部と今金。それでどうしてけられたかという、あるところを隠しているんだらうという。だからそういうことは熊石にはいっぱい広がっていました。だから住民投票すると、今言ったみたいに署名活動したりだとかもしなかった。ですから、重ねて言うけれども、今回、病院のことに関しては、なんとか八雲の人たちにご理解してもらって、せめて面倒見てくれてもいいべやっていうのが町民の人方。合併の時の皆さんある程度の年齢になっていますから、ですから何とかその辺は八雲の人たちに理解してもらって、見えない姿を常任委員会をお願いしてはっきりさせるのか、全協ではっきりさせてもらうのか、その辺はある程度の情報も、我々も出してほしいなと思っています。聞いても言わない。口止められてると思うんです。事務長。それだからって院長に直接聞くわけにもいかないし、だから困っていました。

○委員長（赤井睦美君） それでは進捗状況の報告も重ねて、さらに勉強会もしてということで、よろしく願いいたします。

それでは事務局からなにかありますか。

○議会事務局庶務係長（松田 力君） 3月の常任委員会の開催ですけれども、先ほど申しましたとおり、3月9日から第1回定例会を予定しておりますので、その会期中に開催したいと考えております。開会につきましては、進行予定が議会運営委員会で決定されたときに皆様にお知らせいたしますので、よろしく願いいたします。

○委員長（赤井睦美君） 以上で委員会を終わります。お疲れ様でした。

[閉会 午後 0時09分]